

■報告第17号 専決処分の報告について（訴えの提起について）

【要旨】

町営住宅家賃滞納者に対し、以下のとおり訴えを提起することについて、地方自治法第180条第1項及び地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項第1項の規定により専決処分しましたので、同法同条第2項の規定により報告するものです。

【訴えの内容】

1 訴えの相手方

別表訴えの相手方の欄記載の者（以下「相手方」という。）

2 請求の趣旨

- （1） 相手方は、別表明渡し対象住宅の欄記載の住宅を明け渡せ
 - （2） 相手方は、別表家賃滞納総額の欄記載の滞納家賃を支払え
 - （3） 相手方は、別表明渡し請求日の欄記載の日から明渡しの日まで、四万十町公営住宅条例第42条第4項の規定に基づき、近傍同種の家賃の2倍に相当する額の金員を支払え
 - （4） 訴訟費用は相手方の負担とする。
- との判決を求める。

3 事件の概要

- （1） 相手方は、別表明渡し住宅の欄記載の町営住宅に入居している者であるが、入居以来極めて頻繁に多額の家賃を滞納し、本町の再三にわたる督促又は催告にもかかわらず家賃滞納が解消されなかった。
- （2） そこで、本町は相手方に対し、四万十町公営住宅条例第42条第1項の規定に基づき、平成25年12月7日送達 of 公営住宅明渡請求書により当該住宅を30日以内に明渡しするよう請求した。
- （3） しかしながら、相手方は現在も当該住宅の明渡しに応じず、家賃の滞納も解消されない状況が続いている。
- （4） よって、本町は相手方に対し、請求の趣旨記載のとおり of 判決を求めて訴えを提起した。

別表

No.	訴えの相手方	明渡し住宅	家賃滞納総額	滞納月数	明渡し請求日	専決処分年月日
1	(略) (略)	(略)	518,400 円	14	平成 25 年 12 月 7 日	平成 26 年 8 月 8 日

なお、上記の者から住宅の明渡しを条件として、滞納額を完納する旨の申し入れがあり、かつ、その履行が見込まれるときは、和解するものとする。